平成25年第1回 飯塚市議会会議録第6号

平成25年3月21日(木曜日) 午前10時00分開議

議事日程

日程第30日 3月21日(木曜日)

第1 総務委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第1号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)
- 2 議案第12号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 3 議案第27号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 議案第28号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正す る条例
- 5 議案第29号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
- 6 議案第36号 飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例
- 7 議案第39号 土地の処分(旧飯塚リサーチパーク)
- 8 議案第41号 新市建設計画の一部変更
- 9 議案第44号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)
- 10 議案第47号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更

第2 厚生委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第2号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 2 議案第3号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 3 議案第4号 平成24年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 4 議案第9号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
- 5 議案第10号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計予算
- 6 議案第11号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 議案第14号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算
- 8 議案第24号 平成25年度飯塚市立病院事業会計予算
- 9 議案第31号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- 10 議案第32号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第33号 飯塚市障がい者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を 改正する条例
- 12 議案第34号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 の一部を改正する条例
- 13 議案第35号 飯塚市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 14 議案第37号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第3 市民文教委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第5号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)
- 2 議案第19号 平成25年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
- 3 議案第20号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
- 4 議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

- 5 議案第38号 契約の締結(飯塚第一中学校増築工事)
- 6 議案第40号 ふくおか県央環境施設組合規約の変更
- 7 議案第45号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第5号)
- 8 議案第46号 一酸化炭素中毒事故に係る損害賠償の額を定めること

第4 経済建設委員長報告(質疑、討論、採決)

- 1 議案第6号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第4号)
- 2 議案第7号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 3 議案第13号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
- 4 議案第15号 平成25年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
- 5 議案第16号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
- 6 議案第17号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計予算
- 7 議案第18号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
- 8 議案第21号 平成25年度飯塚市水道事業会計予算
- 9 議案第22号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算
- 10 議案第23号 平成25年度飯塚市下水道事業会計予算
- 11 議案第30号 飯塚市営駐車場整備基金条例
- 12 議案第48号 市道路線の認定
- 第5 广舎建設特別委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 議案第25号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 平成25年度一般会計予算特別委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 1 議案第8号 平成25年度飯塚市一般会計予算
- 第7 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議案第42号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 2 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第8 農業委員会委員の推薦
- 第9 議会選出各種委員の選出
- 第10 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議員提出議案第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療 の推進を求める意見書
 - 2 議員提出議案第4号 配合飼料の価格高騰対策を求める意見書
 - 3 議員提出議案第5号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書
- 4 議員提出議案第6号 中心市街地活性化基本計画調査特別委員会の設置に関する決議 第11 報告事項の説明、質疑
 - 1 報告第1号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及び これに伴う和解)
 - 2 報告第2号 専決処分の報告(歯列矯正器具焼失事故に係る損害賠償の額を定める こと及びこれに伴う和解)
 - 3 報告第3号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及び これに伴う和解)
 - 4 報告第4号 平成24年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正
 - 5 報告第5号 平成24年度財団法人飯塚市都市施設管理公社予算の補正
 - 6 報告第6号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及び これに伴う和解)
- 第12 署名議員の指名
- 第13 閉 会

会議に付した事件

議事日程のとおり

議長(兼本鉄夫)

これより、本会議を開きます。

総務委員会に付託していました<u>「議案第1号」、「議案第12号」、「議案第27号」から</u> <u>「議案第29号」までの3件、「議案第36号」、「議案第39号」、「議案第41号」、「議</u> <u>案第44号」、および「議案第47号」、以上10件を一括議題といたします。</u>

総務委員長の報告を求めます。16番 上野伸五議員。

16番(上野伸五)

総務委員会に付託を受けました議案10件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第1号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」については、執行部から、 補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚研究開発機構出捐金返還金について、一部返還の理由は何かということについては、平成23年9月に福岡県議会において「県出資法人外郭団体のあり方を見直す調査検討委員会」が発足し、同年12月に報告書がまとめられており、その中で「本来団体は県出資による出捐金等の運用益により事業を実施し、県行政を補完すべきであるが、基本財産の運用益が得られず十分に事業が実施できない状態にある。また、公益法人改革に伴い、財団法人の基本財産は法人が任意で定めるとされたため、基本財産を抜本的に見直し、不要となった県からの出捐金の返還を求めるべき」との報告がなされた。その結果、県当局がこれを受け、県知事より返戻要請があり、当該財団での決定が行われ、今回の措置に至ったものであるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第12号 平成25年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」については、 執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、滞納者の支払いの能力の有無が問われると考えるが、支払いできない方の支払い猶予の規程はないのかということについては、平成24年4月から生活保護者や生活困窮者を対象とした支払い猶予基準を定め、現在、本人申請により2名の方について支払い猶予をしているという答弁であります。

次に、死亡や行方不明等の滞納者からの回収方法についてどのように考えているのかということについては、死亡者については相続人の調査を行い、行方不明者については保証人に相談を行っている。相続人や保証人との納入相談の結果、納入約束を取り付け、返済を再開したものや、夜間の個別訪問等により保証人と面談し、入金指導を厳しく行った結果、保証人が高額な滞納金額を納めて完済したケースもある。今後も長期滞納の解消のため努力していきたいという答弁であります。

以上のような審査ののち、委員の中から、いつまでも際限のない回収を続けるべきではないと考えるため、本特別会計は認められないという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査した結果、委員の中から、これ以上、職員を削減すれば、近年の自然災害から住民の暮らしや福祉を守れなくなるのではないかと危惧するところであり、職員数はきちんと確保すべきであると考えるため本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正

する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、給与減額による財政効果はどの程度かということについては、 平成25年度の見込みでは、特別職4名の給与減額の効果額は約325万円と算出しており、合 併後の7年間では約2070万円の財政効果となっているという答弁であります。

次に、今回の分を含め8年間、この条例案を提出されているが、法令、条例規程上の問題はないのか、また報酬審議会を開かずにこの条例案を提出することに問題はないのかということについては、行革の一環として取り組み、自ら減額をしているもので、法令等に違反するものではなく、報酬審議会を開かず条例案を提出することについても問題はないと認識しているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第29号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書 に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の改正が適用される法人の資本金額、法人数及び市税への影響額はいくらかということについては、資本金1億円を超える257法人が対象となり、14.7%の税率を適用しなければ、約5千万円の減収になると試算しているという答弁であります

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第36号 飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 土地の処分(旧飯塚リサーチパーク)」については、執行部から議案 書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、当該処分地の平米単価を変更した理由、及び変更前後の単価はそれぞれいくらかということについては、用途地域の変更に伴い、住宅用地として不動産鑑定を行った結果を受け、処分価格を平米あたり18,000円から13,200円に変更したものであるという答弁であります。

以上のような審査ののち、採決を行った結果、賛成多数で本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第41号 新市建設計画の一部変更」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、委員の中から新市建設計画には無駄遣いとなりかねない巨額の大型プロジェクトが多く組まれており、本案に反対するという意見が出され、採決行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第44号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、新飯塚駅周辺整備事業費について、具体的に整備内容はどのようになっているのかということについては、JR新飯塚駅の隣には大規模な遊休地があり、現在老朽化した駐輪場となっているが、社会資本整備事業交付金を活用することで、土地開発公社保有となっている土地を買い戻し、駐輪場の更新と健康をコンセプトとした広場づくりを複合的に整備するものであるという答弁であります。

次に、新庁舎建設事業費について、現庁舎の耐震診断をどういう目的で行うのか、また診断結果が判明するのはいつかということについては、避難所である現庁舎の耐震補強費用が国の交付金の対象となり、耐震補強が困難な場合は現在地での建て替え費用についても対象となっている。国の交付金を受けるためには耐震補強が困難であるとの判断が必要であり、今回耐震診断を行うものである。また、県の指導等もあり実施設計にかかるまでには、診断結果が必要との意向であるため、今秋をめどに結果が出る予定で進めていくという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第47号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減 及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」については、執行部から議案書に基づき、補 足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

おはようございます。日本共産党の宮嶋つや子です。ただ今の総務委員長の報告のうち、議案第12号、議案第27号及び議案第39号、議案第41号について反対し、そのうち議案第12号、議案第27号について討論を行います。

まず、平成25年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算です。現在の滞納状況は199件で、約3億9710万円、前年度比では8件減ったものの、滞納金額は120万円の増となっています。なお、10年以上の長期未納者は35件にもおよび、本人及び保証人も死亡や行方不明など回収するあてもないものも含まれているのに、改善がみられません。このような予算を認めることはできません。

次に、飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例です。行財政改革と称して、1163人から952人に職員定数を減らすもので、民間委託や指定管理制度の導入で正規の職員を減らし、福祉や教育の分野での自治体の役割を投げ出すものであり、認められません。以上です。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第1号 平成24年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第12号 平成25年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第27号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可 決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第28号 飯塚市特別職の職員等の給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第29号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」および「議案第36号 飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例」以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されま

した。

次に、「議案第39号 土地の処分(旧飯塚リサーチパーク)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第41号 新市建設計画の一部変更」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第44号 平成24年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)」および「議案第47号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更」以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案 2 件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

厚生委員会に付託していました<u>「議案第2号」から「議案第4号」までの3件、「議案第9号」から「議案第11号」までの3件、「議案第14号」、「議案第24号」、「議案第31号」から「議案第35号」までの5件、および「議案第37号」、以上14件</u>を一括議題といたします。

厚生委員長の報告を求めます。13番 田中裕二議員。

13番(田中裕二)

厚生委員会に付託を受けていました議案14件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第2号 平成24年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、「議案第3号 平成24年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」および「議案第4号 平成24年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」以上3件については、執行部から補正予算 書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決 定いたしました。

次に、「議案第9号 平成25年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」および「議案第10号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計予算」以上2件については、執行部から予算書に基づき、 それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第11号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、執行 部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳入の保険料について、特別徴収分が約3400万円の減、 普通徴収分が約7500万円の増となっているが、その理由は何なのか。また、このことにより 保険料の徴収率に影響はないのかということについては、昨年度に保険料率の改定をおこなった ことにより、保険料の金額が上がったため、特別徴収から普通徴収に変更になった保険者がふえ たことによるものである。後期高齢者の方は徴収率が非常に高く、普通徴収に変更になっても自 主納付をされていることから、徴収率に影響はないと考えているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第14号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」については、執 行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、特別養護老人ホーム桜の園は、平成26年度までの指定管理 となっているが、社会福祉協議会との移譲に向けての交渉はどのようになっているのかというこ とについては、財政シミュレーションなどの協議をしていく中で、経営権の移譲等、一定の合意 を得ているが、社会福祉協議会が県の監査等を受ける中で、これ以上の固定資産や償却資産を持 つことに対し、疑義が出されており、現在、移譲ではなく貸与の方向で協議をしているという答 弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、「議案第24号 平成25年度飯塚市立病院事業会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、地域医療振興協会が医師不足の解消ができない場合には、市から納付している交付税相当額を減額するようにすべきであるという意見を出していたが、この件について、どのような交渉をおこなっているのかということについては、現在は28名の医師を確保できているが、不足している医師については、お互いの協力体制を構築して今後も努力していきたいと考えており、交付税相当額の減額についての交渉はおこなっていないという答弁であります。

次に、平成25年度以降の事業計画が新たに提出されているのかということについては、現在、 地域医療振興協会に対して現状の事業計画の見直しも含めて提出するように指示をしており、こ の件についてはしっかりと対応していきたいという答弁であります。

次に、市立病院の建て替え事業に関して、地域医療振興協会が負担する部分の支払い方法は、 どのようになるのかということについては、最終的に入札により契約額が確定した時点で、年次 協定を結び、毎年の起債の償還額に合わせて交付税相当分を除いた金額を市に納付していただく ことになるという答弁であります。

次に、地域医療振興協会に対し、担保及び保証人を求めるべきであるとの意見を出していたが、この件について、どのような交渉をおこなっているのかということについては、市立病院の管理に関する協定書の中で地域医療振興協会の負担について明記しており、また、企業債等借り入れに関する確約書の中でも、病院事業を途中で撤退するようなことがあっても、地域医療振興協会が負担すべき額はすべて納付するように明記しているため、担保や保証人を求めることまでは考えてはいないという答弁であります。

以上のような質疑応答の後、委員の中から、建て替えが迫っているにもかかわらず、いまだに見直しされた事業計画が提出されておらず、支払い方法や担保等に関しても詰めがなされていないため、本案には反対であるという意見や前回の市立病院関連の議案の審査では、担当課が指定管理の選定状況を把握していないことや指定管理者への対応に疑問を持ち反対をしたが、その後の市の対応、地域医療連携の考え方および事業計画を見直して再提出をおこなうことなど、改善がなされているため、本案には賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」、「議案第32号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第33号 飯塚市障がい者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例」、「議案第34号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第35号 飯塚市新型インフルエンザ等対策本部条例」および「議案第37号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」以上6件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

厚生委員長の報告に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの厚生委員長の報告のうち、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第14号、議案第24号について反対し、そのうち議案第9号、議案第24号について討論を行います。

まず、平成25年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算についてです。平成25年は国民健康保険税の大幅な引き上げにより、赤字の見込み額5億9700万円がすべて住民に押しつけられることになります。国に対して国庫負担の引き上げを強く求めるべきであります。所得724,000円のひとり暮らしの方の場合では、31,400円増の14万8700円となり、26.8%の引き上げです。また、所得208万円の夫婦と子ども二人の4人家族の場合は、89,900円増の46万5400円となり,23.9%の引き上げとなります。これだけ大幅な引き上げは住民にとって重い負担になります。今でも高すぎて国民健康保険税が払えない滞納世帯が1割を超え、正規の保険証ではなく資格証や短期保険証が発行されています。資格証の発行は約700世帯で、3千人近くになります。今回の大幅な引き上げで資格証や短期保険証の発行がふえることは大いに予想されます。一般会計からの繰り入れを行い、滞納世帯への差し押さえ禁止財産である給与や年金、児童扶養手当等の差し押さえや保険証の取り上げである資格証、短期保険証の発行はやめるべきです。安心して医療が受けられるようにつくられた国民健康保険制度のもとで、命と健康が脅かされる事態が続いています。大幅な国保税の引き上げが反映している予算は認められません。

次に、平成25年度 飯塚市立病院事業特別会計予算です。市立病院を地域医療の拠点病院として充実させることは現在では本市の重要課題であり、再び飯塚労働基準監督署から是正勧告書の交付を受けたり、嘉穂鞍手保健福祉環境事務所から重要指摘を受けたりすることがないようにしなければなりません。住民の命と健康に対する責任を確実に負うためには、医師をはじめ必要なスタッフを確保するとともに、重大災害発生時に対応できる施設とするためにも、市は指定管理者まかせにすることなく責任ある体制を確立すべきです。そのために、もともと地元の反対を押し切って、国が筑豊労災病院を廃止した経緯から国に強く要求して必要な資金手当てをすることは当然です。しかしながら、今回の巨額の費用がかかる大規模改修に関しては、その必要性及び予算根拠に関する住民の間の疑問はいまだに解消されず、なおかつ、市の議会に対する説明もあいまいなままであり、本予算には賛成できません。以上です。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第2号 平成24年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、「議案第3号 平成24年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」、および、「議案第4号 平成24年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案 3 件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第9号 平成25年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」の委員長報告は、原 案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第10号 平成25年度飯塚市介護保険特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第11号 平成25年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」の委員長報告は、 原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第14号 平成25年度飯塚市介護サービス事業特別会計予算」の委員長報告は、 原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第24号 平成25年度飯塚市立病院事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第31号 飯塚市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」、「議案第32号 飯塚市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第33号 飯塚市障がい者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例等の一部を改正する条例」、「議案第34号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第35号 飯塚市新型インフルエンザ等対策本部条例」および「議案第37号 飯塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、以上6件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案 6 件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

市民文教委員会に付託していました<u>「議案第5号」、「議案第19号」、「議案第20号」、「議案第26号」、「議案第38号」、「議案第40号」、「議案第45号」、および「議案第46号」、以上8件を一括議題といたします。</u>

市民文教委員長の報告を求めます。28番 坂平末雄議員。

28番(坂平末雄)

市民文教委員会に付託を受けました議案8件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第5号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)」、および「議案第45号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第5号)」、以上2件については関連があるため一括議題とし、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第19号 平成25年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、および「議案第20号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」、以上2件については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」について は、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、選定委員の構成はどのようになるのかということについては、

現幸袋小中学校敷きは東西に長く、階段状になっており、高低差もあることから、施設レイアウトや工事方法等に工夫が必要であり、設計者の選定については、専門知識が必要となるため、学識経験者4名以内、行政職員3名以内で計画しているという答弁であります。

以上のような審査ののち、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 契約の締結(飯塚第一中学校増築工事)」、「議案第40号 ふくおか県央環境施設組合規約の変更」および「議案第46号 一酸化炭素中毒事故に係る損害賠償の額を定めること」、以上3件については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

市民文教委員長の報告に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。ただ今の市民文教委員長の報告のうち、議案第20号、議案第26号、議案第38号について反対し、そのうち議案第20号及び議案第38号について討論を行います。

まず、平成25年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算です。温かくておいしい給食をと自校調理方式を待ち望んでいた子どもたちや保護者です。本予算では、鯰田小学校、飯塚小学校で設計委託料計2049万8千円が計上され整備が行われます。しかし、施設整備が進む一方で庄内小中学校、伊岐須小学校、立岩小学校、飯塚東小学校、飯塚第一中学校、二瀬中学校、頴田小中学校の8校で調理業務の民間委託が進められ、調理業務委託料1億1783万円が計上されています。学校給食は子どもの健康と命にかかわる大切な教育の一環です。行革や効率化の名のもとに営利企業に委託することは行政の責任放棄であり、認められません。

次に、契約の締結(飯塚第一中学校増築工事)です。飯塚第三中学校と菰田中学校を飯塚第一中学校に統合するための増築工事です。現在の生徒数で合計すると、734名というマンモス校になります。中心地で交通量の多いところです。通学路の問題1つとっても、どうやって通学するのか、安全が確保できるのか、十分な論議がされないまま進められようとしており、認められません。以上です。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第5号 平成24年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)」および「議案第19号 平成25年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案 2 件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第20号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」の委員長報告は、原 案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第26号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第38号 契約の締結(飯塚第一中学校増築工事)」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第40号 ふくおか県央環境施設組合規約の変更」、「議案第45号 平成24年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第5号)」および「議案第46号 一酸化炭素中毒事故に係る損害賠償の額を定めること」以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案 3 件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

経済建設委員会に付託していました<u>「議案第6号」、「議案第7号」、「議案第13号」、「議案第15号」から「議案第18号」までの4件、「議案第21号」から「議案第23号」までの3件、「議案第30号」および「議案第48号」、以上12件を一括議題といたします。</u>

経済建設委員長の報告を求めます。5番 平山 悟議員。

5番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けていました、議案12件について審査した結果を報告いたします。「議案第6号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第4号)」及び「議案第7号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」、以上2件については、執行部から予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、本案2件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」については執 行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市社会福祉協議会が運営している食堂は年々売り上げが下がっているようであるが、オートレース場入場料が無料化され来場しやすくなり、食堂の利用者も増加するものと考える。このような状況も踏まえ、社会福祉協議会に対して経営改善策の提案等は行っているのかということについては、社会福祉協議会とは食堂経営の方針、改善策等に関し、近日中に協議する予定であるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号 平成25年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本事業では採算が取れる見込みがあるのかということについては、未加入世帯数へのアンケート調査を行った結果、後継者がいない、また改築の予定がないため、つなぎ込みの予定はないという回答であったことから、これ以上の加入は期待できず、本事業の採算性については非常に厳しいものと考えているという答弁であります。

この答弁を受けて、採算が取れず一般会計からの繰り入れが必要な状況が続くのであれば、個別浄化槽設置の補助へ転換するなどの方法も視野に入れ、検討すべきではないかという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その審査の過程において委員の中から、指定管理者制度により駐車場管理を委託しているが、 委託料が高額であると感じるので、市が直接雇用する方法も含めて検討すべきではないかという 意見や、担当職員の人件費を抑えるために現在設定している年齢よりも若い職員を配置したらど うかという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第18号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」については、執行部から予算書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 平成25年度飯塚市水道事業会計予算」、「議案第22号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」及び「議案第23号 平成25年度飯塚市下水道事業会計予算」、以上3件については、執行部から予算書に基づき、それぞれ補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、平成23年度決算において監査より、水道料金及び下水道使用料の収納率の改善が見られず、不納欠損に至る債権管理事務処理が不適切である旨指摘されていたが、現在どのように取り組んでいるのかということについては、不納欠損となる見込みの者の転居先調査を行い、郵便、電話、訪問等により催促しているほか、中止未精算者の早期把握、転居先調査、判明後の連絡・催促の強化などを行い、この経過を滞納者個票に記録し、滞納整理に努めているという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案 3 件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定い たしました。

次に、「議案第30号 飯塚市営駐車場整備基金条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、基金積立額をいくらと想定しているのかということについては、平成25年度については173万1千円を予定しているが、今後、駐車場利用台数の減少が見込まれるため、26年度以降の積立額についてはその推移を見て設定したいという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 市道路線の認定」については、執行部から議案書等に基づき、補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回認定しようとしている「姿・囲線」の公衆用道路に対する大型車両の通行制限や規制看板の設置は違法ではない旨、本会議で答弁していたが、どのような法律に基づいて違法ではないと言っているのかということについては、現在、当該道路を管理する立場から、道路の安全構造上の保全に基づき通行制限等を行ったものである。その行為が適法なのか違法なのかということについては、司法の判断に委ねたいという答弁であります。

この答弁を受け、道路の通行制限についても道路法などの法律に規定されているはずであり、 どの法律に基づいて違法ではないと主張しているのか、行政として明確にすべきであるという意 見が出されました。

次に、「公衆用道路」とは不動産登記法における地目の分類の1つで、道路法における道路であるかどうかを問わず、一般交通の用に供される道路を指すものであり、当該道路は都市計画 区域内にある、建築基準法第42条に規定される既存道路であるという認識で間違いないかとい うことについては、そのとおりであるという答弁であります。

この答弁を受けて、法において、既存道路は公道・私道であるかを問わず所有者が管理することとなっているが、当該道路の所有者は誰なのかということについては、当該道路の所有者・管理者はいずれも飯塚市であるという答弁であります。

また、審査の過程において、委員の中から、今回提案されている6路線について、本当に提案されているとおりの幅員なのか、現地を実際に確認してから審査すべきではないかという意見が出されました。

以上のような審査の結果、本案については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの経済建設委員長の報告のうち、議案第13号、議案 第18号、議案第21号及び議案第23号、議案第30号について反対し、そのうち議案第 18号、議案第21号及び議案第30号について討論を行います。

まず、平成25年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算です。一般会計から1億4763万円を繰り入れ、1億4294万円を鯰田工業団地等の借金払いにつぎ込むものです。 鯰田工業団地は1社が操業を開始しましたが、使用貸借特約付き分譲ということで10年後しかお金は入ってきません。誘致についてインターチェンジから遠いなどといういいわけは通用しません。もともと軟弱地盤で工業団地には向かない、来る企業などないと多くの住民から反対の声が上がっていたにもかかわらず、齊藤市長が強行されたものです。今後十数年にわたって借金払いが続き、7年間は1億4千万円から1億3千万円の税金投入が行われます。このように無駄遣いの借金返しに税金をつぎ込むことは認められません。

次に、平成25年度 飯塚市水道事業会計予算です。命を守る大切な水をつくる施設を民間委託にすることは、住民の命と健康を守るという自治体の責任放棄であり、賛成できません。

次に、飯塚市営駐車場整備基金条例です。駐車場整備事業債の償還金の返済が完了することで、今後は余剰金を施設整備のための基金に積み立てるというものです。一般会計に繰り入れるべきであり、新たな基金をつくることには賛成できません。以上です。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「議案第6号 平成24年度飯塚市水道事業会計補正予算(第4号)」および「議案第7号 平成24年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案 2 件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第13号 平成25年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第15号 平成25年度飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」、「議案第16号 平成25年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」、および「議案第17号 平成25年度飯塚市駐車場事業特別会計予算」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案 3 件は、いずれも委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第18号 平成25年度飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」の委員長報告は、 原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第21号 平成25年度飯塚市水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第22号 平成25年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

次に、「議案第23号 平成25年度飯塚市下水道事業会計予算」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第30号 飯塚市営駐車場整備基金条例」の委員長報告は、原案可決であります。 委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第48号 市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。

庁舎建設特別委員会に付託していました<u>「議案第25号」</u>を議題といたします。庁舎建設特別 委員長の報告を求めます。24番 岡部 透議員。

24番(岡部 透)

本特別委員会に付託を受けていました、議案1件について審査した結果を報告いたします。 「議案第25号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、 議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

庁舎建設特別委員長の報告に対して、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第25号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり、原案可決されました。

平成25年度一般会計予算特別委員会に付託していました<u>「議案第8号」</u>を議題といたします。 平成25年度一般会計予算特別委員長の報告を求めます。8番 佐藤清和議員。

8番(佐藤清和)

本特別委員会に付託を受けました、「議案第8号 平成25年度 飯塚市一般会計予算」について、審査した結果を報告いたします。

本案の審査に当たりましては、執行部から提出された資料並びに予算書に基づき補足説明を受け、種々審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、歳出・総務費・企画費「自治基本条例策定委員会委員報酬」に関して、条例策定段階での議会との調整等についてはどのように考えているのかということについては、自治基本条例には当然に議会、議員に関することが規定されることになるので、今後、どのような形で議会の意見を聞く場を設けるかということも含めて十分に調整したいとの答弁であります。

次に、総務費・地域振興費「コミュニティバス等運行費」について、利用状況を見れば現行の制度設計は失敗で早期に見直しをすべきである、例えば現状の国の許可の範囲で出来る、予約タクシーの全般的な運用や無料福祉バス運行などについて早急に検討できないかということについては、運行方式等、制度設計の評価や検証については債務負担行為に基づく当初計画の3年程度は必要と考えているので、25年、26年度については基本的な部分は継続し、部分的な改善を重ねることで利用者増に努めたいという答弁であります。

次に、総務費・地域振興費「まちづくり支援事業費」について、地域課題を解決するツールとしてふれあい広場の整備が計画されているが、器だけが先行し中身が伴なわないようなことにならないかということについては、運営というソフト面が重要な問題であることから、筑穂地区の住民の方を中心とした組織で具体的な協議を十分に行ってきたところであり、今後は運営組織をNPO法人化するなどの位置付けや、まちづくり協議会との調整を進めていくという答弁であります。

次に、総務費・地域振興費「まちづくり協議会補助金等」について、まちづくり協議会への補助金については合併前からの経緯等を踏まえた中で、いまだ交付や精算方法が違ったままである、まちづくりは重要な課題であり、それに対してきちんと財政支援をしていく考えのもとで、どの地域も同じように整理してくべきではないかということについては、地域向け補助金の統合については調整が遅れている状況であるが、これを進める中で統合整理を行い、地域にとって活用しやすい補助金としてまとめていきたいという答弁であります。

この答弁を受け、合併後、既に7年経過しており、整理が必要な時期が来ている。25年度中の整理を求めるという意見が出されました。

次に、総務費・人権同和推進費「部落解放同盟・全日本同和会補助金」について、補助金額は過去年々減少していたが、今年度は減額されていない、積算根拠はどうなっているのかということについては、補助金は行政の補完業務として、人件費、行動費、研修旅費などを積算し、年間の事業計画、事業実績を考慮して算出し、昨年と同額を計上しているという答弁であります。

次に、民生費・社会福祉総務費「社会福祉協議会補助金」について、社会福祉協議会補助金の 支出について市はどのような考えを持っているのかということについては、今後も公共性の高い 地域福祉活動に関する事業に対する不足額を補助金として交付していく考えである。社会福祉協 議会においても行財政改革等の自助努力による事業費の確保に努めており、収支のバランスを見 ながら補助金を算定していくという答弁であります。

次に、民生費・障がい者福祉費「障がい者自立支援給付費」について、介護給付費、訓練等給付費の大きな増額の要因は何かということについては、平成24年4月から障害福祉サービスの報酬単価が大幅に改正されたこと、それに伴い新たな加算制度が導入され報酬額が増加したこと、利用者が年々増加傾向にあることなどが挙げられるという答弁であります。

次に、民生費・児童福祉総務費「子ども医療費」について、今回、入院のみではあるが小学6年生まで対象を拡大したことは前進であると思うが、外来まで無料化することは検討したかということについては、外来を無料化することについては検討したが、多くの事業費を伴うこと、無料化により医療費が高騰すること、必要以上の受診を誘発するとの指摘があることなどの理由により、今回は急な入院による出費で子育て世代の負担が伴うことを軽減するため、入院のみの拡大としたという答弁であります。

次に、民生費・生活保護総務費「就労支援業務委託料」について、本就労支援業務の成果はどのようになっているのかということについては、23年度では2名体制で実施し、就労43人、保護廃止5件、24年度は当初2名体制、11月より4名体制で実施し、1月末現在で就労80人、保護廃止16件の成果となっているという答弁であります。

次に、民生費・生活保護総務費「子どもの健全育成支援事業委託料」について、事業の目的、 内容はどのようになっているのかということについては、被保護世帯の生活や学習に課題を抱え た子どもたちに居場所を提供し、生活指導や学習の遅れを取り戻すための支援を実施することで、 次世代への貧困の連鎖を防止することを目的とした事業である。7月下旬から毎週土曜日に小学 校4年生から中学校3年生までを対象として開催し、生活指導員、教員OB、調理員、学生ボラ ンティア等により支援を実施する。なお、今年はモデルケースとして市内1カ所の20名程度で 実施するという答弁であります。

この質疑に関連し、対象となる子どもたちのプライバシーに関して十分な配慮をすべきであり、 それに対応した体制で実施すべきであるという意見がだされました。

次に、商工費・商工業振興費「地域活性化商品券発行事業補助金」について、プレミアム商品券については、購買を誘導し、本当に経済波及効果を生んでいるのか、日常の購買を商品券に置き換えただけのものにはなっていないのかを十分に検証し整理する必要があるのではないかということについては、プレミアム商品券の使われ方については平成22年度から24年度分について、利用店舗、業種、地区別の状況など分析をしているところであり、今後のあり方についても商工会議所、商工会及び商店街連合会等と検証、検討して行きたいという答弁であります。

次に、教育費・教育振興費「少人数学級教員配置事業費」について、事業の効果はどのようなものかということについては、きめ細やかな指導による学力向上や生徒指導上の諸問題に関して早期発見、早期解決が出来るようになったことなどがあるという答弁であります。

この答弁を受け、効果的な事業であるので小学校の4年生までを6年生までに広げるなど、事業を拡充できないのかということについては、費用面の問題もあるが、教員の人材確保が困難な状況であるという課題もあり、現状のとおり実施したいという答弁であります。

次に、教育費・保健体育施設管理費「予約システム保守委託料」に関して、公民館施設の予約システムについてはすでに稼働中の体育施設の予約システムと同様のものが予定されているが、このシステムは一般に考えても必要以上の内容のために非常に高額なものとなっている。仕様に関しては経済部局や情報推進課等と横断的に協議して再検討すべきではないか、また、ベンチャー企業を育てるという立場の飯塚市であるならば契約の方法や仕様を改め、相応した入札を実

施すべきではないかということについては、指摘の点については再度詳細に打ち合わせ等を行い、 改めるべきところは改めていきたい、また、電算化に関しての内部協議組織の必要性についても 検討してみたいという答弁であります。

また、審査の過程においては市史編纂に関する市民広報について、PCB含有物の早期処理について、JR駅を活用したまちづくりについて、同和行政、同和教育のあり方について、福祉タクシー補助金の拡充について、環境基本計画に沿った行政の取組みについて、代替コークス活用に向けた取り組みについて、随契による委託業務のあり方について、筑豊ハイツ等の公共施設の移譲について、図書館の月曜開館について、スクールサポーターの更なる活用について、既存電算システムの活用について、電算システム、情報セキュリティーに関する取り組み、あり方についてなど、多くの指摘なり要望が出されました。

以上のような審査ののち、委員の中から、詳しくは本会議で述べるが、不適当な補助金や委託 料の支出は納得できないので本案に反対するという意見が出され、採決を行った結果、本案につ いては賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の採決に際して、委員から「本予算案の歳入、歳出双方より病院事業会計関連経費中の合併特例債該当分を削ることを求める予算の組替え動議」が提出され、採決を行った結果、 賛成少数で動議は否決されました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

議長(兼本鉄夫)

平成25年度一般会計予算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。4番 宮嶋つや子議員。

4番(宮嶋つや子)

日本共産党の宮嶋つや子です。ただいまの予算特別委員長の報告にありました議案第8号 平 成25年度飯塚市一般会計予算について反対討論を行います。深刻なデフレ不況のもと、貧困と 格差が広がり多くの住民が苦しんでいます。国の悪政から国民の暮らしを守るために知恵と力を 尽くすことが求められています。まず、第一に暮らしを守ること、第2に税金の無駄遣いをなく すこと、第3に透明で清潔な市政運営を貫くことを住民が主人公の立場で進め、市の財政を立て 直し、住民福祉の充実に力を注ぐことが求められています。本年度一般会計の予算総額は 625億7600万円と前年度当初予算と比べ38億2600万円の増額となっています。浸水 対策等必要なものもありますが、使用期限が5年延長されたにもかかわらず、合併特例債を使い 切ろうと急ぎ、その結果大きく借金をふやしています。平成25年度末の借金は、41億 8800万円もふえて、601億700万円になる見込みです。第一は無駄遣いについてです。 1つ目は、新市庁舎建設事業費5402万1千円が組まれていますが、耐震補強で37億円と言 いつつ、十分な検証もしないままに80億円、利息まで含めると106億円にもなる豪華庁舎を 建設しようとしています。2つ目は、軟弱地盤で企業の来る当てもないと多くの住民が反対した のに、22億3200万円をかけてつくった鯰田工業団地、その借金返しに1億4763万6千 円もの税金をつぎ込むことは絶対に認められません。第2は子育て支援についてです。子どもの 医療費については、現在、入院通院ともに小学校3年生まで一部負担金を残しているもので無料 とはいいがたいんですが、一部助成ということになっています。そして、本議会で入院について のみ小学校6年生まで無料、これも一部負担金がありますので、一部助成という形になりますが 拡充されました。私も議会で質問し要求してきたことですが、齊藤市長の公約でもありますし、 ・通院についても無料化の実現を強く要望します。その一方で、児童クラブの利用料が3千円から 4 千円に引き上げられます。合併前、無料だったのが3 千円になり4 千円になりと重い負担にな っています。今回の負担増は総額で1528万2千円です。値上げの理由は、児童クラブ事業費

の負担割合の基準というのがあって市の負担分が超過しているため、また、指導員確保のための 費用と言います。そしてまた、遊戯室の環境整備ということで大型扇風機を設置するというもの です。施設費用に利用料を使うべきではありません。児童クラブに通っている子どもの家庭には、 保育所に通っている兄弟がいて高い保育料を払い、今回引き上げられた高い国民健康保険税を納 め、一所懸命働いても所得はふえずに苦しんである家庭もたくさんあります。子育てを応援しな ければならないのに負担増は認められません。第3は暮らしの問題です。国民健康保険税の大幅 な引き上げによる負担増が暮らしを直撃し、滞納世帯の増加が心配されます。通帳に振り込まれ た給与や年金、児童扶養手当まで差し押さえ、滞納を理由に保険証の取り上げが行われるなど、 命と健康を守る立場にたっていません。第4は同和団体補助金についてです。部落解放同盟補助 金2410万円は団体幹部の人件費を中心に予算化され、その団体の予算の81%が市からの補 助金でまかなわれているというもので認められません。第5は同和教育についてです。人権同和 啓発事業委託料4680万円は、旧4町の人権啓発事業も合わせて、NPO人権ネット飯塚に委 託するということで、1796万7千円を増額しています。委託することで啓発担当職員を6名 から3名にすることで、約1千万円の費用効果があるとしながら予算書には6名分の給与等が計 上されています。その理由は関係団体との交渉が長引いたので予算に間に合わなかった。補正予 算で対応するとのことです。部落解放同盟が母体となってつくったNPOに委託をさせ、職員の 配置にまで干渉するということが許せるでしょうか。部落問題は基本的に解決し、同和行政の終 結が図られるなど、差別のない社会を目指す取り組みが広がっています。同和団体補助金やNP 〇人権ネット飯塚への委託料は削除し、同和特別対策は一般対策として直ちに終結すべきです。

以上で討論を終わります。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第8号 平成25年度 飯塚市一般会計予算」の委員長報告は、原案 可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決されました。 暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時24分 再開

議長(兼本鉄夫)

本会議を再開いたします

<u>「議案第42号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」</u>、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

市長(齊藤守史)

ただいま上程されました「議案第42号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

議案第42号は、平成25年5月16日付けをもって任期満了となります、教育委員会委員に つきまして、飯塚市目尾998番地2、清原正英氏を同委員として選任したいと存じますので、 議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。 質疑を許します。質疑はありませんか。6番 江口 徹議員。

6番(江口 徹)

1点のみ質疑をさせていただきます。この清原正英氏、PTAの会長なり顧問なりというふうな略歴については、ここに書いてあるとおりなんですが、その他教育関係についてどのような知見を持っておられるのかお聞かせください。

議長(兼本鉄夫)

総務部長。

総務部長(野見山智彦)

今の質問者が申されましたとおり、市及び県のPTA連合会の会長を歴任されておりました。 また、民生委員、保護司もつとめられ大変人望のお厚い方でございまして、教育委員として適任 であるというふうに考えております。

議長(兼本鉄夫)

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第42号 教育委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」に ついて、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま選任に同意いたしました清原正英さんからあいさつをしたい旨の申し出があっておりますので、これを、お受けいたします。清原正英さん。

教育委員会委員(清原正英)

失礼します。ただいま本議会において皆さまのご同意をいただきまして教育委員に就任することになりました清原正英でございます。今後は、飯塚市の教育振興の発展のため、また本市の子どもたちの健全育成のために、誠心誠意努力してまいります。どうかよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

議長(兼本鉄夫)

<u>「議案第43号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」</u>を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。市長。

市長(齊藤守史)

ただいま上程されました「議案第43号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、ご説明いたします。

議案第43号は、平成25年6月30日付けをもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、飯塚市上三緒539番地1、山本峰子氏を、引き続き、同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。 質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第43号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「農業委員会委員の推薦」を議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会委員の推薦については、議長において指名いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において、指名することに決定いたしました。

農業委員会委員に、3番 八児雄二議員、7番 永末雄大議員、12番 梶原健一議員、 17番 吉田健一議員、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を農業委員会委員に推薦いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、3番 八児雄二議員、7番 永末雄大議員、12番 梶原健 一議員、17番 吉田健一議員、以上4名を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。 「議会選出各種委員の選出」を議題といたします。

お諮りいたします。議会選出各種委員の選出については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。議会事務局 にその氏名を発表させます。議会事務局次長。

議会事務局次長(大庭義則)

議会選出各種委員の氏名を発表いたします。国民保護協議会委員に、1番 兼本鉄夫議員、2番 藤本孝一議員、防災会議委員に、1番 兼本鉄夫議員、2番 藤本孝一議員、5番 平山 悟議員、16番 上野伸五議員、青少年問題協議会委員に、13番 田中裕二議員、地方卸売市 場運営審議会委員に、18番 秀村長利議員、26番 瀬戸 元議員、企業立地促進審査会委員に、5番 平山 悟議員、14番 守光博正議員、16番 上野伸五議員、17番 吉田健一議員、農業振興地域整備促進協議会委員に、5番 平山 悟議員、17番 吉田健一議員、都市計 画審議会委員に、5番 平山 悟議員、10番 道祖 満議員、13番 田中裕二議員、23番 松延隆俊議員、以上のとおりでございます。

議長(兼本鉄夫)

ただいま発表いたしましたとおり、各議員をそれぞれの委員に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました各議員をそれぞれの委員に選出することに、ご 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、指名いたしました各議員をそれぞれの委員に選出することに、 決定いたしました。

<u>「議員提出議案第3号」から「議員提出議案第5号」までの3件</u>を一括議題といたします。提 案理由の説明を求めます。6番 江口 徹議員。

6番(江口 徹)

議員提出議案第3号から議員提出議案第5号までの3件について、提案理由の説明をいたします。本案3件は、いずれも意見書案であり、お手元に配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。「ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書(案)」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣あてに、「配合飼料の価格高騰対策を求める意見書(案)」は内閣総理大臣、農林水産大臣あてに、「中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書(案)」は、内閣総理大臣、金融担当大臣、経済産業大臣あてに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案3件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託 を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案 3 件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いた しました。

質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第3号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書」、「議員提出議案第4号 配合飼料の価格高騰対策を求める意見書」、および「議員提出議案第5号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書」、以上3件についていずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

<u>「議員提出議案第6号」</u>を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 小幡俊之 議員。

11番(小幡俊之)

議員提出議案第6号の提案理由の説明を行います。お手元に案文はお配りしてあると思います。このとおりでありますが、この事業、中心市街地活性化基本計画、5年の歳月をかけまして総事業費104億円を投資する事業であります。この事業の基本的な内訳は、民間事業者が30億円でありますね。国、県、市が、本市を含めまして70億円強の税金を投入する事業であります。いま各常任委員会のほうで事業の内訳、事業の内容、進捗状況等の報告は確かにいただいております。ただし、28名議員おってありますが私を含めてこの事業の本当の中身をご存知の方は少ないんじゃないかということから、やはり本市の一般財源の中から20億円超の税金を投入する事業でありますことから、やはり行政のチェックをする立場という我々市民から付託された議員

でありますことから、やはりこういう審議をする場がほしいということで議案を提出させていただいております。本事業に賛成するとか反対するとかいう趣旨ではございません。正しい税金が使われるのか。事業としてですね、本市飯塚のためになるのか。そういったところを十分審議して事業は進めるべきと思っております。そういう中で審議する場がほしいということであります。同僚議員の皆さま、できましたらきちっと審議する場をつくって我々の仕事をですね、責務として市民に応えたいと思いますので、どうぞご賛同のほどをよろしくお願いいたします。

議長(兼本鉄夫)

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。 質疑を許します。質疑はありませんか。24番 岡部 透議員。

24番(岡部 透)

この提案者の11番議員さんにいくつかお尋ねをいたします。まず1点目ですが、この中心市街地活性化基本計画については平成23年6月、我々の改選直後の初議会のときには総務委員会にかけられて所管以外の全議員にも資料の配付を受け、説明があったというふうに思っております。補正予算も議会にかけられ、その都度了承しております。そこで、今の時期に特別委員会の設置を提案されたのは、私どもの議会の了承とは違う緊急性のある動きがあって、この設置の提案をされたのでしょうか、お尋ねいたします。

議長(兼本鉄夫)

- 11番 小幡俊之議員。
- 11番(小幡俊之)

先ほど質問されましたとおり、23年6月以降本議会で予算も含めた審議は行ってきました。24年度、去年の3月でしたか、ちょっと月ははっきりと覚えておりませんが、国の認定を受けた事業ということで報告を受けましたことからですね、これは基本的に5カ年の事業計画、5カ年かかります。そのうちの1年が経過した段階で国の認定を受け、具体的な事例があがってきたところで、ようやく我々が審議できると判断しましたので、残り4年の間で実施されていく事業について、調査特別委員会を設置するべきと考えました。

議長(兼本鉄夫)

- 24番 岡部 透議員。
- 24番(岡部 透)

わかりました。2点目ですけどね、この提案文書を読んでみますと、この提案理由の中でこの計画の審議は、所管委員会での報告にとどまっているというふうに述べられておりましたが、代表質問あるいは一般質問、委員会の審査、関連予算審査、こういう審議する時間は私は十分にあったと思っておりますし、それを受けて議会も了承してきたというふうに思っております。このできなかったと言われる理由は何でしょうか。

議長(兼本鉄夫)

- 11番 小幡俊之議員。
- 11番(小幡俊之)

すいません。できなかったという理由というのは、ちょっとお尋ねのことがわからないのでも う一度お願いします。

議長(兼本鉄夫)

- 24番 岡部 透議員。
- 24番(岡部 透)

私の言葉が足らなかったら失礼なんですけれど、この提案文書を読んでおりますと市議会における本中心市街地活性化基本計画についての審議は、所管の常任委員会における報告事項での報告だけにとどまっているという表現をされておりますので、十分でなかったというふうに私は書いてあるのかなというふうに解釈をいたしました。そのことです。

議長(兼本鉄夫)

- 11番 小幡俊之議員。
- 11番(小幡俊之)

はい、ご質問のとおりでありまして深く審議と私は判断しておりません。先ほど申しましたとおり計画段階で報告を受け、今も事業スケジュールと事業規模等の説明は受けておりますが、審議という定義のもとで考えますと、その事業の有効性、公平性もしくは費用対効果、事業の中身、1つの例を挙げますとバスセンターの開発等、地権者の数等は示されておりますが、細かい内容にいたっては審議をしていないという認識であります。バスセンターの事業にも本市の税金は投入されますけれども、その総事業費が的確な事業費であるのかといった点を1つとりますと、そういう審議をする場がないのではないかということで、国の認定を受けた以上は予算の審議をする前にその中身の審議をするべきということで提案させていただいております。

議長(兼本鉄夫)

- 24番 岡部 透議員。
- 24番(岡部 透)

3点目ですけれど、この提案理由の中で多額の費用があげられておりましたけれど、私の知る限り総事業費の中に占める額の割合の大きい3つの核事業、市街地再開発事業、ダイマル跡地整備事業、本町東地区整備事業、このうち市街地再開発とダイマル跡地の2つは、民間事業者の施工で事業が今進行をしております。また、官の事業のうちウエイトの大きいのは本町東地区の整備事業のうち、デベロッパーが担当するマンションを除いた都市計画道路、新飯塚潤野線の部分が大半になっております。事業の目的や概要もかなり固まっておると思いますけれど、今の時期にこの特別委員会の設置によってどれぐらいの調査ができるというふうにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

議長(兼本鉄夫)

- 11番 小幡俊之議員。
- 11番(小幡俊之)

今3大事業をちょっと説明いただきましたが、どれぐらいの審議ができるのかというお答えについては、私の個人的な認識でありますが、全体的な事業内容の把握が100としたうちの3割程度しか把握できておりません。そういった理由で、先ほどの提案理由の中でも説明しましたとおり、賛成反対するものではなく、賛成するなら賛成するについてもですね、しっかりと中身を審議したいという趣旨であります。先ほど、事業規模のことを指摘されましたが、104億円ですよね、そのうちの30億円強が確かに民間の方が出資して行われる事業です。残り70億円が相対的に国、県、市が税金として投入する事業であります。確かにダイマルとバスセンターですね、これは民間主体ではありますが、この民間主体の中にも相当額の税金が投入されます。焼け跡地、この事業は確かに区画整理事業で計画されて本市が事業主体となっていきますが、総体的にこの大きな3つの事業の中をみても先ほど申したとおり、大きな国、県、市の税金が投入される以上、本市の採決によって国、県の税金も投入されるというところからですね、税金をとらえた中で巨額な事業というふうに認識しております。

議長(兼本鉄夫)

- 24番 岡部 透議員。
- 24番(岡部 透)

私は中活の事業そのものがもともと大きな補助対象事業であるということから、この中活認定

を急いできたと。つまり国からお金がもらえると、ある意味これが本市の単独の持ち出しでやるということは、とてもとてもこんなに大きな金額が出てこないので、こういう事業に取り組めたというふうに私は考えております。それで4点目ですけれど、ダイマル跡地の所有権も活動しておりますまちづくり会社に決まったやに聞いておりますし、またバスセンターの解体工事も、この9月からはもうすでに始まるというのを聞いております。こういった現状の中で、一体どれぐらいの調査期間を必要とされる特別委員会をつくろうというふうにお考えなのか、お尋ねをいたします。

議長(兼本鉄夫)

- 11番 小幡俊之議員。
- 11番(小幡俊之)

期間で申しますと、我々が在籍できるこの2年間だと思います。

議長(兼本鉄夫)

- 24番 岡部 透議員。
- 24番(岡部 透)

最後ですけれど、今回提案をされました特別委員会設置ですけれど、私はもし出されるならですね、昨年の3月、ちょうど今ごろですけれど内閣府の認可が下りたわけですけども、この時期でよかったのではないかというふうに思ってるんですけれど、この点についてはどうですか。

議長(兼本鉄夫)

- 11番 小幡俊之議員。
- 11番(小幡俊之)

はい、その時期がベストだったとは私も考えます。ただし、その時点では事業の中身があくまでも計画ということで進んでおりましたので、認可が下りて実質今おっしゃったとおり、実行するスケジュールのもとでこの時期に提案することになったということです。

議長(兼本鉄夫)

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。24番 岡部 透議員。

24番(岡部 透)

議員提出議案第6号 中心市街地活性化基本計画調査特別委員会の設置について、反対の立場 から討論をいたします。中心市街地活性化の取り組みについては、平成22年から担当の職員が 配置され、市民アンケートや市民団体との意見の交換や協議を行いながら、民間の活力を重視し た基本計画が策定されてきたというふうに認識をいたしております。この間の経過や計画の内容 につきましては、私が確認できたところだけでも、平成22年度から現在まで延べ37回にわた る常任委員会の報告、延べ20人にわたる議員による代表質問、一般質問、また関係予算の所管 委員会での審議、予算特別委員会での審査が行われ、審議の重要な節目部分についてはその都度 議会も了承をしてまいりました。私は、中心市街地活性化基本計画に対する議会審議は尽くされ てきたというふうに考えております。確かに事業費の総額は莫大であり、今回の取り組みを必ず 成功させねばならないという思いは提案者と同じであります。しかし、総事業費の中でも3つの 核事業が占める割合が大きく、しかも市街地再開発事業、ダイマル跡地整備事業、本町東地区整 備事業での住宅整備や商業活性化事業は、民間事業者が施工することになっており、国の制度に のっとった事業として、民間事業者の創意工夫やノウハウに大いに期待をしているところであり、 彼らの腕の見せどころであるというふうに私は思っております。よしんば、これ以上の議会審議 の必要性を上げられるのであれば、基本計画策定時までの特別委員会設置の提案をすべきだった と考えますし、活性化事業の事業概要はスケジュールが固まり、本格的に事業が進捗し始めたこ

の時期に特別委員会設置による調査の緊急性や必要性はないものと考えます。むろん、執行部と議会が一体となって市の活性化に取り組むことは当然であり、市長以下関係執行部は本会議や所管の常任委員会に対し、中心市街地活性化事業の具体的な内容や進捗状況などをより具体的に丁寧に説明をしていたことを要望して反対討論を終わります。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。7番 永末雄大議員。

7番(永末雄大)

ただいま提案されました議員提出議案第6号 中心市街地活性化基本計画調査特別委員会の設 置に関する決議に関しまして、賛成の立場から討論したいと思います。周知のとおり、我が国及 び地方自治体の財政状況というのは大変に厳しいものとなっております。事業を減らし、予算を 削り、国民にも多くの負担を求めなければ成り立たない状況に陥っています。そのような中で、 本市では中心市街地活性化事業に対し、多額の予算を投じようとしております。100億円を超 える予算は国、県、市、民間がそれぞれ負担することで成立する事業であります。中心市街地を 活性化することで、市全体の活性化を図りたいという行政の考えは理解しております。またその ビジョンそのものに対して異議を唱えるつもりは毛頭ございません。この場で訴えたいことは事 業の予算規模、現在の飯塚市の財政状況というのを真に勘案するのであれば、市民の代表である 議会において、もっと時間をかけ集中的に審議する場を設ける必要があるのではないかというこ とでございます。確かに先ほどの質疑の場でも報告と一般質問ですね、長い時間をかけて行って きたということは認識しております。しかし、その予算規模から考えますとそれにさらに加えて 集中的に審議する場を設けるということは、決して市民の利益に反するものではないというふう に考えます。当然、今まで得られたような情報に関しましても、判断基準としては余りにも少な 過ぎるというふうに感じております。先日も総務委員会で同僚議員の方から現地視察を求める要 望などが出ておりました。そのような声も同様の理由から出てきたものではないかというふうに 私自身は個人的に感じております。

以上のことを理由といたしまして、本議案に対する賛成討論とさせていただきます。

議長(兼本鉄夫)

他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議員提出議案第6号 中心市街地活性化基本計画調査特別委員会の設置に 関する決議」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

賛成少数。よって、本案は、否決されました。

<u>「報告第1号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴</u> う和解)」の報告を求めます。都市建設部次長。

都市建設部次長(才田憲司)

「報告第1号、専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」につきましてご報告申し上げます。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条 第2項の規定に基づき、報告を行うものです。

議案書の53ページをお願いします。平成24年11月22日、木曜日、午後1時25分頃、市道小正・上ノ原・日焼線を弁分梅ノ木団地から新弁分団地に向かって法面を除草作業中、刈払機の刃で小石を跳ね、路上に駐車してあった車の右後部窓ガラス、右前後部ドア等の塗装を剥離させたものです。事故によります市の過失は、100%で示談が成立しており、相手方車両の損害賠償額は28万8600円となっております。今後は、このような事故を起こさないよう当該

職員はもとより、他の職員についても道路維持管理作業等を行うときは、現地の状況を十分に把握し、細心の注意を払うとともに、作業中の看板設置及び作業箇所周辺での防護板等の設置を徹底するよう指導を行い、事故防止に努めてまいります。

議長(兼本鉄夫)

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第2号 専決処分の報告(歯列矯正器具焼失事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」、および「報告第3号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」以上2件の報告を求めます。学校教育課長。

学校教育課長(青木宏親)

報告第2号及び報告第3号を併せてご報告いたします。

議案書の55ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

本件は、平成24年11月16日、金曜日、午前11時頃、庄内幼稚園教諭が、幼稚園行事中に、園児の歯列矯正器具を誤って焼失したものです。この事故に係る過失割合は市100%で示談が成立し、相手方へ全国市長会学校災害賠償保険より損害賠償金13万1250円の支払いで専決処分いたしました。今回の事故につきましては、幼稚園教諭が十分な確認を行わずにゴミと誤って焼失させたことが原因であります。今後はこのような事故を起こさないよう当該職員をはじめ、他の職員にも注意喚起を行い、厳しく指導してまいります。

続きまして、報告第3号について報告します。議案書の57ページをお願いいたします。地方 自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ご報告いたします。

本件は、平成25年1月10日、木曜日、午前10時30分頃、潤野小学校運動場で、4年生児童がサッカーをしていたところ、ゴールに向けシュートした際、ボールが大きく外れ、校庭に駐車してあった相手方車両に当たり、助手席側サイドバイザーを損傷させたものであります。この事故に係る過失割合は市100%で示談が成立し、相手方へ全国市長会学校災害賠償保険より損害賠償金2万7825円の支払いで専決処分いたしました。今回の事故につきましては、学校内での駐車禁止場所の周知不足が原因であります。今後はこのようなことがないよう、フェンスに駐車禁止の看板を設置する等対策を講じております。また、他の小中学校でもこのようなことが起きないよう指導してまいります。

議長(兼本鉄夫)

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

<u>「報告第4号 平成24年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正」</u>の報告を求めます。国県道対策室主幹。

国県道対策室主幹(矢野周二)

議案書の59ページをお願いいたします。

「報告第4号 平成24年度飯塚市土地開発公社事業計画の変更及び予算の補正」について、 ご報告いたします。

議案書の60ページをお願いいたします。平成24年度 飯塚市土地開発公社変更事業計画について、ご説明いたします。表の下段部分にあっせん分として新規に記載しております、5番の 潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業に伴います用地買収でございまして、計画面積38, 231平方メートル、土地購入費2億7131万1千円を変更計画いたしております。

これは、飯塚市とのあっせん委託契約により実施するものでございまして、用地買収に係る予算は、市の一般会計に計上されております。

次に、議案書の61ページをお願いいたします。平成24年度 飯塚市土地開発公社補正予算(第1号)をご説明いたします。収益的収入及び支出のうち、収益的収入の既決予算額は975万8千円で、これに飯塚市補助金10万9千円を増額補正いたしまして、合計986万7千円としております。収益的支出は既決予算額975万8千円に旅費・負担金などを増減額いたしまして、10万9千円を増額補正し、合計986万7千円といたしております。

補正予算の詳細につきましては、このページの下段に記載しておりますので、内容の説明は省略させて頂きます。

以上、簡単でございますが、報告第4号の説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

<u>「報告第5号 平成24年度 財団法人飯塚市都市施設管理公社予算の補正」</u>の報告を求めます。管財課長。

管財課長(髙瀬英一)

議案書の62ページをお願いいたします。「報告第5号 平成24年度財団法人飯塚市都市施設管理公社の補正」について地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

63ページをお願いいたします。今回の補正でございますが、収入は既決予算額から460万3千円を減額し、総額を1億1961万8千円に、支出は既決予算額から454万4千円を減額し、総額を1億1967万7千円とするものであります。なお、収入が支出に対して不足する額5万9千円は前期繰越額369万4千円から補てんするものであります。

6 4ページをお願いいたします。補正収支予算に今回の補正の詳細を記載しております。収入の部における補正の主なものは、受託事業収入458万7千円の減であります。これは、事業費の決算見込みに基づく受託料の減になります。

次に支出の部について説明いたします。管理費における6万9千円の増額補正は、公社事務費 の増が主な原因となっております。

続きまして、受託事業費461万3千円の減額補正は市民広場管理費から新飯塚駅東口広場管理費までの5つの受託事業について、事業費の決算見込み額による不要額を減額するもので、主なものといたしまして、公園管理費及び街路管理費の害虫防除、剪定、草刈業務等の委託料の執行残であります。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

議長(兼本鉄夫)

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

<u>「報告第6号 専決処分の報告(車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴</u> う和解)」の報告を求めます。管財課長。

管財課長(髙瀬英一)

報告第6号について、ご説明いたします。

追加議案書の12ページをお願いいたします。市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解についての専決処分について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

事故の概要についてご説明いたします。本件事故は、平成25年1月25日、金曜日、午前11時00分頃、田川市在住の運転する車両が、市道佐與・鹿毛馬を佐與方面に向け、走行中、突然、市道脇からの雑木の折れた大枝が倒れてきたため、避けることができず、接触し、フロントバンパーを損傷したものです。損害状況は、人身傷害はなく、フロントバンパーを損傷したものです。事故発生の原因は、市有地の管理が不十分であり、その管理を怠っていたことに起因するものです。示談の内容は、市の過失割合100%になり、市は相手方車両修繕料として、60,931円、代車費用7,500円の合計68,431円を相手方に支払うもので、双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において一切の異議申立て又は請求をしないこととしています。

なお、今後はこのような事故のないよう、管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。 以上、専決処分の報告を終わらせていただきます。

議長(兼本鉄夫)

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。11番 小幡俊之議員、20番 明石哲也議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして平成25年第1回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後0時10分 閉会

出席及び欠席議員

(出席議員	28夕	`
(山脪硪貝	2 O 石)

1番	兼	本	鉄	夫	1	5番	石	Ш	正	秀
2番	藤	本	孝	_	1	6番	上	野	伸	五
3番	八	児	雄	=	1	7番	吉	田	健	_
4番	宮	嶋	つ†	ト子	1	8番	秀	村	長	利
5番	平	Щ		悟	1	9番	藤	浦	誠	_
6番	江			徹	2	0番	明	石	哲	也
7番	永	末	雄	大	2	1番	田	中	博	文
8番	佐	藤	清	和	2	2番	鯉	Ш	信	=
9番	松	本	友	子	2	3番	松	延	隆	俊
10番	道	祖		満	2	4番	岡	部		透
11番	小	幡	俊	之	2	5番	古	本	俊	克
12番	梶	原	健	_	2	6番	瀬	戸		元
13番	田	中	裕	=	2	7番	森	Щ	元	昭
14番	守	光	博	正	2	8番	坂	平	末	雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 安永円司

次長大庭義則議事係長許斐博史

調査担当主査 高橋宏輔 書 記 渕上憲隆

書 記 岩 熊 一 昌 書 記 有 吉 英 樹

説明のため出席した者

市 長齊藤守史 都市建設部次長 才田憲司

副 市 長 田 中 秀 哲 会 計 管 理 者 遠 藤 幸 人

教 育 長 片 峯 誠 管財課長 髙瀬英一

上下水道事業管理者 梶 原 善 充 国県道対策室主幹 矢 野 周 二

企画調整部長 小鶴康博 学校教育課長 青木宏親

総務部長 野見山智彦

財務部長 実藤徳雄

経済部長 橋本 周

市民環境部長 白水卓二

児童社会福祉部長 髙 倉 孝

保健福祉部長 大久保 雄 二

公営競技事業部長 加 藤 俊 彦

都市建設部長 中園俊彦

上下水道部次長 諌 山 和 敏

教育部長 小田 章

生涯学習部長 伊藤博仁

企画調整部次長 大谷一宣

議長

副議長

署名議員 番

署名議員 番